

○官庁営繕部請負工事成績評定要領

平成13年3月30日 国営計第87号 国営技33号

平成16年4月1日 国営計第4-2号 国営整第6-2号 国営設第5-2号

最終改正 平成22年3月30日 国営設第133号

(目的)

第1 この要領は、官庁営繕部の所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える請負工事について行うものとする。

ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で官庁営繕部長（以下「部長」という。）が必要がないと認めたものについて、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3 評定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 工事成績：工事の施工状況、目的物の品質等を評価
- 二 工事の技術的難易度：構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価

(評定者)

第4 第3の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 工事成績の評定者は、工事の請負契約についての検査を行う者（以下「技術検査官」という。）及び監督を行う者（以下「技術評価官」という。）とする。
 - 二 工事の技術的難易度の評定者は、技術評価官とする。
- 2 前項各号に掲げる評定者については、別に定めるものとする。

(評定の方法)

第5 評定は、監督、検査、等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、別に定める工事成績評定表、及び工事の技術的難易度評価表（以

下「評価表等」という。)に記録するものとする。

(評価の時期)

第6 検査担当官である工事成績の評価者は検査を実施したとき、監督担当官である工事成績の評価者は工事が完成したとき、それぞれ評価を行うものとする。

2 工事の技術的難易度の評価は、工事が完成したときに行うものとする。

(評価表等の提出)

第7 評価者は、評価を行ったときは、遅滞なく、支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官(以下「本官」という。)の契約した工事については部長に評価表等を提出するものとする。

(評価の結果の通知)

第8 部長は、評価者から評価表等の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評価の結果を、別に定めるところにより通知するものとする。

(評価の修正)

第9 部長は、第8の通知をした後、当該評価を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 部長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10 第8又は第9による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により、通知を行った部長に対して評価の内容について説明を求めることができる。

2 部長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(再説明請求等)

第11 第10第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により、部長に対して、再説明を求めることができる。

2 部長は、前項による再説明を求められたときは、官庁営繕部に設けられた官庁営繕部工事成績評価審査委員会の審議を経て書面により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。